かさいすくすく子育て定期便事業業務委託 プロポーザル実施要領

加西市健康福祉部 健康課 (令和4年4月)

1 趣旨

子育でに関する悩み相談や情報提供を行い、定期的に子育で世帯との関わりを持つことで、育児の孤立化を防ぎ、保護者の精神的な負担軽減及び経済的負担の軽減を図る業務の委託を予定している。

これらを踏まえ、加西市子育て見守り支援事業業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者(配置する技術者を含む。)に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる「契約候補者」及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者(以下、「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。)を選定するものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

かさいすくすく子育て定期便事業業務委託

(2) 業務の目的

生後3か月から満1歳を迎える月までの乳児を養育する世帯に対して、毎月子育て経験のある配達員や保健師等が子育て用品(オムツ・ミルク等)を宅配し、子育てに関する悩み相談や情報提供を行う。定期的に子育て世帯との関わりを持つことで、育児の孤立化を防ぎ、保護者の精神的な負担軽減及び経済的負担の軽減を図る。

(3) 業務内容

かさいすくすく子育て定期便事業業務委託仕様書(以下、「仕様書」という。) に掲げる 業務

(4) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

※契約締結日から4か月間を、当該委託業務の開設準備期間とする。

※本業務は、5年間の事業実施を計画しているが、令和5年度以降については、令和5年度以降の市予算が確保できた場合、原則随意契約により継続委託を行う予定である。

3 提案上限額

宅配業務委託料 985 万円

商 品 代 金 215万円

(消費税及び地方消費税を含む。)

※本業務は5年間の計画であるが、単年度の契約であるため、令和5年度以降の業務については、上限額に含んでいない。

ただし、令和5年度以降の市予算が確保できた場合、原則、随意契約により継続委託を 行う予定であるため、別途残り4年間の合計した見積書も提出すること。

4 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を予定する者(以下、「参加予定者」という。)は、指定期日まで に市に参加申込みをし、市から参加資格を有すると認められた者(以下「参加者」とい う。)の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加予定者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定のための審査を受けるものとする。
- (3) 市は、審査の結果、得点が最上位となった者を「契約候補者」、第2位となった者を 「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約 締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る日程については、「14 日程及び提出書類等」のとおりとする。

5 参加者の資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

【参加資格要件の一覧】

	【参加具俗安什》) 見】					
番号	資格要件	内容	提出書類			
1	入札参加資格	加西市財務規則(昭和 42 年規則第 40 号)第 105 条第2項に規定する入札参加 資格者名簿に登載されていること ただし、対象業務の性質又は目的からして、業務遂行のために新しく企業、団体等 を設立し参加を認める場合は、所定の期日までに加西市財務規則(昭和 42 年規則第 40 号)第 105 条第 2項に規定する入札参加資格者名簿に登録できることを条件としてプロポーザルに参加させることができるものとする。				
	①地方自治法施行 令第 167 条の 4 の 規定	地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者であること ※契約を締結する能力を有しない者及び破産者でないこと	誓約書(別紙様式1)			
	②市税の納付状況	市税を滞納していないこと	市税納税証明書 (別紙様式2) ※市内業者のみ			

	③消費税及び地方 消費税の納付状況	消費税及び地方消費税を滞納していないこと	納税証明書 ※税務署の発行するも の
2	指名停止措置	プロポーザル募集開始日から契約締結日までの期間において、加西市指名停止基準 (平成6年訓令第23号)に基づく指名停止 措置を受けていないこと	
3	業務実績	過去5年間において、本案件と同種及び同 程度と認められる業務の履行実績があるこ と	業務実績調書(別紙様 式 3)※実績を証明 する契約書等の写し
4	経営の安定性	会社更生法(平成14 年法律第154 号)に 基づく更生手続開始の申立て又は、民事再 生法(平成11 年法律第225 号)に基づく 再生手続開始の申立てを行っている者でな いこと	財務諸表 (損益計算書及び貸借 対照表)
5	契約の相手方とし ての適格性	加西市暴力団排除条例(平成24年3月条例 第1号)に規定する暴力団等でないこと	誓約書(別紙様式4)
6	その他	・その他所管部長が必要と認める事項 ・その他公平な競争の妨げになる行為、 事実等がないこと	

6 説明会

説明会は開催しない。

7 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問及び回答書」(別紙様式5) に質問事項を記載のうえ、令和4年5月16日(月)までに、FAXまたは電子メールにより所管課宛に送信すること。 メールの件名は「かさいすくすく子育て定期便事業業務委託に係るプロポーザルの問い合わせについて(会社名)」とすること。
- (2) 質疑に対する回答は、令和4年5月20日までに、市ホームページに掲載する。
- ※ 参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しない場合がある。

8 参加予定者の資格審査・参加申込

(1) 参加申込

プロポーザルへの参加者は、「プロポーザル参加申請書」(別紙様式6)に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて健康課に提出すること。

【参加資格審査書類】

① 会社概要	⑤ 登記事項証明書
② 業務実績調書	⑥ 印鑑証明書
③ 市税納税証明書 (市内業者のみ)	⑦ 決算関係書類
④ 納税証明書(消費税等)	⑧ 誓約書

提出期限:令和4年5月27日(金)17時必着

(2) 参加を辞退する場合

参加表明者又は参加申込者がプロポーザル参加を途中辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退届」(別紙様式7)に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、参加申込期限までに健康課に提出するものとする。

9 企画提案について

(1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書及び説明会での説明等に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は1者につき1件とする。

なお、企画提案書等に記載された内容については、提出された見積書の金額に追加費用を 伴わず実施する意思があるものとみなす。

ア 企画提案書

企画提案書作成項目及び仕様書等を参照のうえ、項目順に作成すること。

※令和5年度以降の業務計画についても別途作成し、提出すること。

書式は任意とするが、用紙はA4とし、頁数は表紙・目次を除いて20ページ以内とする。

イ 見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を提案上限額の範囲内で作成することし、 上限額を超える見積書は無効とする。(様式は任意。代表者職氏名を記入し、押印のこと。) 金額は消費税等込みの金額を記入すること。

本業務は、単年度の契約であるため、令和5年度以降の業務内容については、合計見積書 には含めないこと。

ただし、令和5年度以降の市予算が確保できた場合、原則、随意契約により継続委託を行う予定であるため、あわせて、令和5年度以降の見積書も提出すること。

【企画提案書作成項目】

- ① 業務実施計画
- ② 組織体制計画
- ③ 業務工程表
- ④ 見積書及び見積内訳書

(2) 提出部数

- •正本 1部
- •副本 8部
- (3) 提出の期限、方法及び場所期限

期限:令和4年5月27日(金)17時必着

方法:直接健康課窓口へ持参か、書留郵便とする。(電子メールでの提出は不可)

場所:加西市健康福祉会館 1階 健康福祉部健康課

〒675-2303 加西市北条町古坂 1072-14

- ※ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。
- ※ 郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを 受けた参加者は速やかに回答するものとする。

10 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、かさいすくすく子育て定期便事業業務委託プロポーザル選定委員会を設置し行うものとする。

11 審査(書類及びプレゼンテーションによる審査)

- (1) プレゼンテーションについて
 - ① 1申請者あたりの説明時間は20分以内、質疑応答は10分以内とする。なお、グループ申請の場合は、すべてのグループ構成団体から説明者が出席すること。
 - ② プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、電源及びプロジェクター、スクリーンは市が用意する。
 - ③ 参加者の出席者は4名以内とする。
 - ④ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

12 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、「別表評価基準表」により、企画提案書及びプレゼンテーションの内容等を審査し、契約候補者及び次点者を決定する。

なお、総合評価点が同じ場合は、事前に設定した項目の点数が高い者を上位者とする。

13 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

所管課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契 約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の見直しを行ったうえで本契約の 仕様に反映させることとするが、募集要領に示した基本となる事項については変更できな い。次点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

14 日程及び提出書類等

時 期	内 容
令和4年4月28日	実施要領の告示、配布
5月16日	質問書提出期日
5月20日	質問の最終回答
5月27日	参加申込書・企画提案書等の提出期日
5月31日予定	選定委員会の開催 (書類審査・プレゼンテーション)
6月上旬予定	審査結果の通知
6月中旬予定	契約締結

15 情報公開

選定の過程や評価結果については、加西市ホームページで公開する。

16 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ① 募集要領に定める事項に違反が判明した場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
 - ③ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
 - ④ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。

- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め申請者の同意を得たうえ公開・配付できるものとする。(個人情報および企画提案書の内容を除く)
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 本要項に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

17 問い合わせ先

加西市役所健康福祉部健康課(担当清瀬、前田)

電 話: 0790-42-8723 FAX: 0790-42-7521

E-mail: kenko@city.kasai.lg.jp